

【新設】（研究開発費として損金経理をした金額の範囲）

59 の 3 (2) - 3 措置法第 59 条の 3 第 2 項第 4 号イの「研究開発費として損金経理」をした金額には、研究開発費の科目をもって経理を行っていない金額であっても、法人の財務諸表の注記において研究開発費の総額に含まれていることが明らかなものが含まれるものとする。
措置法規則第 21 条の 17 の 2 第 8 項第 2 号の「研究開発費として損金経理」をした金額についても、同様とする。

【解説】

- 1 本通達においては、本制度による損金算入額を算出する際に使用する研究開発費割合の算定の基礎となる研究開発費の額について、その計算に含まれることとなる「研究開発費として損金経理」をした金額の範囲について明らかにしている。
- 2 本制度における研究開発費の額は、次の金額の合計額（その金額に係る費用に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額）をいうとされている（措法 59 の 3 ②四、措令 35 の 3 ⑧⑨、措規 21 の 17 の 2 ⑧）。
 - (1) 研究開発に要した費用の額（次に掲げる金額を除く。）のうち各事業年度において研究開発費として損金経理をした金額
 - イ 資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額
 - ロ 負債の利子の額、手形の割引料、法人税法施行令第 136 条の 2 第 1 項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものの額
 - (2) 各事業年度において事業の用に供した資産につきその取得をするため及びその事業の用に供するために支出した金額（上記(1)の金額を除く。）のうち、研究開発の用に供する資産の法人税法施行令第 54 条第 1 項各号の規定により計算した取得価額（その取得価額のうちに上記(1)ロに掲げる金額が含まれている場合には、その金額を控除した金額。以下「取得価額」という。）に相当する金額（研究開発の用に供しない部分がある資産にあつては、適用対象法人がその事業の用に供した資産のうち研究開発の用に供するもの（研究開発の用に供しない部分がある資産に限る。イにおいて「併用資産」という。）の取得価額に、イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額）
 - イ 適用対象法人のその併用資産を事業の用に供した日を含む事業年度におけるその併用資産の償却費として損金経理をした金額
 - ロ イに掲げる金額のうち研究開発費として損金経理をした金額
- 3 上記 2 (1) のとおり、研究開発費の額には、各事業年度において研究開発費として損金経理をした金額が含まれ、損金経理とは、法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいうところ（法 2 二十五）、仮決算の中間申告を行うような場合には、半期の仮決算において費用又は損失として経理した金額をいうこととされている。すなわち、確定した決算（又は仮決算）で研究開発費として費用

化した金額ということになるが、「研究開発費」以外の科目名を用いている場合に、極めて形式的に、本税制の研究開発費の額に含めないとするのも種々実情に適さない。

このため、法人が「研究開発費」以外の科目名で費用処理した金額であっても、その性質上研究開発費として損金経理をしたものとみて差し支えないものは対象に含めることとしたものである。具体的には、「研究開発費等に係る会計基準」（平成 10 年 企業会計審議会）の五財務諸表の注記において、「一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、財務諸表に注記しなければならない」こととされており、「研究開発費」以外の科目を用いた場合であっても、この注記における研究開発費の総額の内訳に含まれていることが明らかなものについては研究開発費として損金経理をした金額に含めることとし、本通達の前段では資産計上されない研究開発費について、本通達の後段では研究開発の用とその他の事業の用とに併用される資産の取得価額のうち研究開発に供用される部分の金額を算出する際の基準となる研究開発費について、それぞれの取扱いを明らかにしている。